

各 位

三井松島産業株式会社

株式会社の支配に関する基本方針

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」

当社は、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（以下、「本施策」といいます。）についてご承認いただきました。

本施策の詳細は以下のとおりであります。

1. 本施策導入の目的について

(1) 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。

以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し、または向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、当社株券等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

(2) 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、大正2年（1913年）の創業以来90年以上に亘り培われてきた国内炭鉱の経営ノウハウを元に海外炭鉱の開発・経営参画に積極的に取り組み、資源エネルギーの安定供給に努めている燃料事業を中心として、住宅関連機材・ビル関連機材など多彩な商品の提案・販売・施工で広くお客様のニーズにお応えする建機材事業、賃貸ビルやマンションなどの管理・運営を基本業務として、着実に信頼と実績を積み重ねている不動産事業などを通じ、常にお客様の満足度の最大化を図るとともに地域社会の発展に貢献すべ

く努めてまいりました。

特に燃料事業では、将来的に有望であるとの判断から、資本参加や開発・操業などの技術協力を行ってきた豪州、インドネシア、カナダなどの海外炭鉱が軌道に乗り始め、近年、安定的な収益源となってまいりました。

今後も燃料事業につきましては、当社グループの海外事業統括会社である豪州の三井松島インターナショナル社を核として、世界を視野に入れた資源エネルギー事業に積極的に取り組んでまいります。

このような当社の事業戦略は、財務体質の改善を図りつつ、企業業績の拡大を目標とするものであり、企業価値の向上ひいては株主価値の向上に大きく貢献するものと確信しています。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたっては、広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた帰結として、当社グループの企業価値は、コア事業である燃料事業を中心として、建機材事業、不動産事業、スーパー事業などの各事業の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

グループ経営理念

当社グループは、「スピードをもった経営」と「経営資源の選択と集中」を経営の基本方針としており、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

グループ経営計画

当社グループは、経営理念の一つである「経営資源の選択と集中」を徹底的に推し進めるとともに、最近の計画においては、以下の点を重点施策として取り組んでおります。

()収益力の強化

当社グループは、これまで多岐に亘る事業を行ってまいりましたが、収益力を強化するために、「経営資源の選択と集中」が不可欠であると判断いたしました。

具体的には、平成16年度に採石事業の一部売却、平成17年度には、光コンポーネント事業ならびにスーパー事業における不採算店の他社への売却、更に建機材事業における不採算部門の圧縮を実行、そして当社グループの基本に立ち返り、石炭すなわち燃料事業の拡充に経営資源を注入することといたしました。

そのため海外炭鉱への資本参加や販売権の獲得に努めるなど、積極的に事業展開を行った結果、豪州、インドネシア、カナダなど多様な海外炭供給ソースを確保することにより石炭取扱量が増加し、安定的な収益源となっております。

当社グループにおきましては、今後とも燃料事業を中心として確固たる収益基盤を築き、更なる収益力の強化に努める計画であります。

() 財務体質の改善と強化

今後予想される金利上昇局面に耐えうる強固な財務基盤を構築していく見地より、基本方針として有利子負債の削減を進め、財務体質の改善と強化に努めてまいります。

具体的には、平成17年度と18年度の二度にわたる無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により株主の皆様のご理解を得て60億円の株主資本の増強とともに、企業価値の向上を図ることができました。

更に、光コンポーネント事業の売却益、海外炭事業の大幅利益増が、財務体質の強化につながりました。

当社グループにおきましては、今後とも経営資源の選択と集中を推し進め、更なる財務体質の改善と強化に取り組んでまいります。

利益還元の方針

当社グループにおきましては、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

また、今後につきましても、この基本方針に基づき、長期にわたり安定した配当を継続していくことを目指しております。

(3) 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、更に、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検

討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することは、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)、ならびに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置(以下「大規模買付対抗措置」といいます。)について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

2. 本施策の内容について

(1) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール(後記(2))と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置(後記(3))から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供(後記(2))と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与(後記(2))を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました(後記(3))。

(2) 大規模買付ルール

取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分

な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたしません。

- ()大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ()大規模買付行為の目的および具体的内容
- ()大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合および保有株券等の数
- ()大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容および条件
- ()大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ()大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- ()大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ()当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ()現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ()大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

()前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

取締役会における検討および評価

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

独立委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、本情報および本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、以下の事項について勧告を行います。

()大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記(2) に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

()大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか（後記(3) ()）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付ルール を遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

() 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているかおよび大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記(3) ()）を具備しているかについて検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

() その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について

独立委員会は、上記事項について取締役会に勧告します。

なお、独立委員会の規則および委員の略歴につきましては、後掲の「（ご参考1）独立委員会規則の概要」、「（ご参考2）独立委員会委員略歴」に記載のとおりであります。

(3) 大規模買付対抗措置

大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記 に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、「（ご参考3）新株予約権の概要」に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株

主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

()大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

()大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとしますが、その場合でも大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとして当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

a 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。

b 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。

- c 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- d 当該大規模買付行為または当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合。
- e 最初の買い付けで全株式の買い付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買い付けを行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- f 大規模買付者による支配権取得および支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがあるまたは当社の企業価値の維持および向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。
- g 買い付けの条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不適當な買付である場合。

大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

()大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗

措置を決議することができるものとします。

()大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、独立委員会により、大規模買付行為が前記 ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、または（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

- a 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付が存しなくなった場合
- b 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が上記 () 記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

(4) 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における決議の時から本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値および株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

(5) 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成20年5月16日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、

当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 本施策の合理性について

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記1. に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目的とするものです。

また、前記2. に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保および向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(2) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記2. において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

(3) 導入手続きおよび改廃の可能性

本施策は、平成19年12月20日開催の当社取締役会において、全取締役の賛成により導入が決定されたものであり、当該取締役会においては、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が出席する監査役会においていずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨、監査役会を代表して常勤監査役より意見が述べられています。

また、前記2. の(4)に述べたように、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止できるとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうるものと考えます。

(4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記2. の(3) のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか

否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記2.の(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

4. 本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。また、それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が、新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の

手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、前記2.の(3)において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなさ

れる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者

とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行わ

れるものを含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

(ご参考1)

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価の上、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

大規模買付者が提供する情報の十分性について

大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているかおよび大規模買付対抗措置の発動の是非について

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について

(2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価

当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価

前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行うことができると定めた事項

(3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として指示することができる。

大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求

大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表に関する意見

大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表

大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交
渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半
数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その
他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要
と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファ
イナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他
の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名です。

長門 博之（ながと ひろゆき：昭和26年7月29日生）

【略歴】

昭和56年4月	弁護士登録
昭和61年4月	長門博之法律事務所開設
平成14年6月	当社監査役（現任）
平成22年6月	大石産業㈱ 監査役（現任）

（注1）長門博之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

（注2）同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

（注3）当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

小西 龍治（こにし りゅうじ：昭和20年3月12日生）

【略歴】

昭和42年4月	㈱日本長期信用銀行（現㈱新生銀行）入行
平成5年6月	同行取締役
平成8年12月	同行常務取締役就任
平成10年3月	同行常務取締役退任
	その後、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科講師、 グラクソスミスクライン㈱取締役、 九州大学大学院 産業学府産業マネジメント専攻教授などを歴任
平成20年4月	学校法人立命館アジア太平洋大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）

（注1）小西龍治氏は、これまで当社の監査はもとより、当社の業務に関与したことは一切ありません。

（注2）同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

篠原 俊（しのはら たかし：昭和29年12月7日生）

【略歴】

昭和52年4月	監査法人中央会計事務所入所
昭和55年3月	公認会計士登録
昭和57年1月	公認会計士篠原俊事務所開業
平成16年4月	国立大学法人九州大学監事（現任）
平成19年5月	㈱ベスト電器監査役（現任）
平成19年10月	福岡リート投資法人監督役員（現任）
平成22年6月	日本公認会計士協会北部九州会 会長（現任）
平成22年6月	当社取締役（現任）
平成22年7月	日本公認会計士協会 常務理事（現任）

(注1) 篠原俊氏は、昭和55年から昭和56年まで監査法人中央会計事務所において当社の監査業務に関与して
おりましたが、それ以降は当社の監査はもとより、当社の業務に関与したことは一切ありません。

(注2) 同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注4) 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考3)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

特定大量保有者（注1）、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者（注2）、特定大量買付者の特別関係者、若しくはこれらのないし
の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、またはこれらのないしに該当する者の関連者（注3）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細につ

いては、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

(注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注2) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。